

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による定期健康診断の実施及び報告の概要

対象施設 項 目 (法規定)	病院 診療所 助産所	学 校 (専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)		施 設	
				介護老人保健施設 又は 下記※社会福祉法の 規定に該当する施設	下記※社会福祉法の 規定に該当する施設
実 施 者 (感染症法第53条の2)	事業主	事業主	学校長	事業主	施設長
対 象 者 (感染症法施行令第12条)	業務に従事する者 (事業主も業務に従事する場合は、対象者になります)	業務に従事する者 (学校長も業務に従事する場合は、対象者になります)	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)の学生又は生徒	業務に従事する者 (施設長も業務に従事する場合は、対象者になります)	収容されている者の内 年度末時点で65歳以上の者
実施定期・回数 (感染症法施行令第12条)	毎年度1回	毎年度1回	入学した年度に1回	毎年度1回	毎年度1回
報 告 (感染症法第53条の7)	管轄する保健所長及び区長を経由して、都知事に報告				

- ※
社会福祉法
- 第2条第2項第1号 : 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設
 - 第2条第2項第3号 : 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム
 - 第2条第2項第4号 : 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設
 - 第2条第2項第5号 : 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮
 - 第2条第2項第6号 : 売春防止法に規定する婦人保護施設